

令和5年9月吉日

各報道機関 御中

山形地区ハイヤー協議会  
会長 石川康夫 (八千代交通)

## 「山形地区ハイヤー協議会タクシー利用券」事業について

インバウンドの増加と共に日中の賑わいは戻りつつありますが、夜の飲食関連業界は回復が遅れている状況です。

このたび、山形県の支援を受けて、タクシー業と料理飲食業が連携して下記のとおり新たな事業に取組み、山形の街なかを中心とした夜の飲食需要を喚起するものです。

### 記

- 1 内 容 取扱飲食店の利用者にタクシー1乗車当たり1,000円の補助となる「タクシー利用券」の発行 ※「利用券見本」「取扱飲食店」は別紙の通り
- 2 利用方法 (1) 山形市内にある各組合加盟の取扱飲食店の利用者が、取扱飲食店にタクシー利用を申し込む。  
(2) 取扱飲食店が、「利用券」の裏面に記載されているタクシー会社到手配し、運転手へ「利用券」を手渡す。  
(3) 利用者は、補助分を差し引いてタクシー料金を支払う。
- 3 利用期間 令和5年10月1日(日)～令和5年12月31日(日)
- 4 利用券発行枚数 約7,300枚  
※山形県地域の移動手段確保及び需要拡大のための地域交通事業者(タクシー)への支援金を活用して発行  
※利用期間内でも、発行枚数に達した時点で終了となります。
- 5 事業実施主体
  - ◎ 山形地区ハイヤー協議会(幹事会社 山交ハイヤー)  
観光タクシー・八千代交通・相互タクシー・蔵王タクシー・山寺観光タクシー・平成タクシー・山交ハイヤー・山形タクシー・うるしやまタクシー・さくらタクシー
  - ◎ 山形県料理飲食業生活衛生同業組合山形支部(代表世話人)
  - 山形県社交飲食業生活衛生同業組合山形支部
  - 山形県喫茶飲食生活衛生同業組合山形支部
  - 山形駅前はながさ通り飲食店組合

問合せ先

◎ 山交ハイヤー株式会社

営業部 寒河江・黒川

電話 023-684-1517

◎ 山形県料理飲食業生活衛生同業組合山形支部

代表世話人 鹿野

電話 023-633-4400

利用券見本

No.0001

注・本券は裏面記載の発行会社のタクシーのみご利用できます。

タクシー利用券 **1,000円分**

有効期限 2023年12月31日



山形地区ハイヤー協議会



×

- ・料理飲食業生活衛生同業組合山形支部
- ・社交飲食業生活衛生同業組合山形支部
- ・喫茶飲食生活衛生同業組合山形支部
- ・山形駅前はながさ通り飲食店組合

**注意事項**

1. 本券は、転売及び換金はできません。
2. 利用したタクシー料金が1,000円未満の場合でもおつりは出ません。  
また、1,000円を超えた場合は、差額をお支払下さい。
3. 本券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者はその責を負いません。

発行会社 住所

会社名

電話